

# 山口県シェアリングネイチャー協会 規約

## 第1章. 総則

(名称)

第1条 この団体は、山口県シェアリングネイチャー協会 という。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務局を 山口市阿知須6532 福田和子 方 に置く。

## 第2章. 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、公益社団法人日本シェアリングネイチャー協会（以下日本協会）の正会員団体として、山口県においてネイチャーゲームをはじめとするシェアリングネイチャーの理念に基づく活動（以下「シェアリングネイチャー活動」という）を統括し、その普及及び振興を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するために以下の事業を実施するものとする。

- (1) 指導者の養成及び研修に関する事業
- (2) 加盟団体の活動支援及び連絡調整に関する事業
- (3) 会員の維持及び拡大に関する事業
- (4) 県内の行政機関及び関係団体との連絡協力に関する事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

2 この団体の事業は、日本協会、他の都道府県協会並びに県内の地域シェアリングネイチャーの会の事業とは重複しないものとし、重複の可能性のある場合は事前に調整を行うものとする。

## 第3章. 会員及び役員

(会員)

第5条 この団体の会員は、次の2種とする。

- (1) 山口県内在住の公認ネイチャーゲーム指導員
- (2) 理事会の承認を受けた山口県内在住の日本協会普通会員

(役員)

第6条 この団体には、次の役員をおく。

- (1) 理事 5名以上20名以内（うち、理事長1名）
- (2) 監事 1名又は2名

(役員を選任)

第7条 理事は、次の各号の一に該当するものが就任する。

- (1) 地域シェアリングネイチャーの会運営委員長

- (2) その他、この団体の総会において選任された者
- 2 理事は、互選で理事長を定める。
  - 3 監事は、総会で選任する。
  - 4 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
  - 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
  - 6 理事及び監事は、この団体の会員でなくても、前項の要件を満たしていれば就任することができる。

#### (役員職務)

- 第8条 理事長は、この団体の業務を総理し、この団体を代表する。
- 2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。
  - 3 理事は、理事会を組織して、この規約に定めるもののほか、この団体の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。
  - 4 監事は、この団体の業務及び財産に関し、監査を行い、業務の執行及び財産の状況について不整の事実を発見したときは、これを総会及び日本協会に報告する。

#### (役員任期)

- 第9条 この団体の役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

#### (役員解任)

第10条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事現在数の4分の3以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 地域シェアリングネイチャーの会の運営委員長である理事が解任された場合、理事長は本人及び当該地域シェアリングネイチャーの会に対し、解任の理由を付してその旨を通知し、その通知後3か月以内に新しい運営委員長の選出を求めるものとする。解任通知後、3か月以内に新しい運営委員長が選出されない場合、理事長は、当該地域シェアリングネイチャーの会の解散を日本協会に申請することができる。

#### (代表者)

- 第11条 この団体の代表者は、理事長とする。
- 2 理事長は、日本協会の全国総会に出席して、議決権を行使することができる。
  - 3 理事長は、日本協会の全国総会に出席する代理人を指名することができる。指名された代理人は、議決権を行使することができる。

#### (顧問)

- 第12条 本会に顧問をおくことができる。
- 2 顧問は、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の要請があったときは、本会の業務運営上の重要な事項について、適切な助言を行う。

## 第4章. 加盟団体

(加盟条件)

第13条 この団体は、以下の要件をすべて満たす団体を加盟団体とする。

- (1) 3人以上の公認ネイチャーゲーム指導員がいること
- (2) 日本協会の目的に賛同し、日本協会に加盟又は加盟申請をしている。
- (3) 主たる活動地域が山口県内にある。

(加盟料)

第14条 加盟料は無料とする。

(加盟方法)

第15条 加盟団体になろうとする団体は、団体の代表者より、加盟申込書、団体規約、会員名簿（公認ネイチャーゲーム指導員が誰かわかるもの）、当該事業年度計画書及び予算書、その他県協会が必要とする書類を県協会の代表に提出する。

2 県協会の代表者は、前条書類を受領した日から直近の理事会において加盟の適否を審査し、適当と認められた団体の加盟を承認する。

(脱退)

第16条 加盟団体が脱退しようとする場合は、県協会代表者宛に脱退申請書を提出しなければならない。

2 県協会の代表者は、脱退申請書を受領した日から直近の理事会において脱退の適否を審査し、適当と認められた団体の脱退を承認する。

3 県協会の理事会は、加盟条件を満たさない、又は不適當と認めた加盟団体を、議決をもって脱退させることが出来る。

## 第5章. 会議

(会議)

第17条 この団体の会議は、総会及び理事会とする。

(理事会の招集等)

第18条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求のあった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第19条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者の出席がなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

2 理事会の議決は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の構成)

第20条 総会は、第5条に定めた会員をもって構成する。

(総会の招集)

第21条 通常総会は、毎年1回理事長が招集する。

2 臨時総会は、理事長が必要と認めたとき、理事長が招集する。

3 前項のほか、20名以上の会員から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくとも7日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、会議のつど、出席会員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第23条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

(3) 財産目録及び貸借対照表についての事項

(4) その他この団体の業務に関する重要事項で理事会において必要と認められるもの。

(総会の定足数等)

第24条 総会は、会員現在数の1/3以上もしくは20名以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2 総会の議事は、この規約に別段の定めのある場合を除くほか、会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第25条 総会の開催要項及び議決事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第26条 すべての会議には、日時、開催場所、出席者氏名、議決事項を記載した議事録を作成する。

## 第6章. 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 この団体の資産は、次のとおりとする。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

- (2) 加盟団体からの収入
- (3) 日本協会からの助成金
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 寄付金品
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第28条 この団体の資産は、理事長が管理し、理事長が保管する。

(会計年度)

第29条 この団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章. 日本協会都道府県組織としての義務

(教育概念の支持とマニュアルの遵守)

第30条 この団体は、日本協会のプログラムの教育概念を支持・支援し、シェアリングネイチャーの理念の正しい普及及び活動における安全確保のため、日本協会の定める活動マニュアルや諸規定を尊重し、これを遵守しなければならない。

(名称及びロゴマークの使用)

第31条 この団体は、「シェアリングネイチャー」および「ネイチャーゲーム」の名称とその他、ロゴマークを含む標章の使用に際して、別に定める基準により日本協会より事前に承認を得なければならない。

(教材及びシール)

第32条 この団体は、日本協会認定の教材を積極的に使用し、ネイチャーゲーム体験カード及びシールの交付に努めなければならない。

(引用申請手続き)

第33条 この団体は、シェアリングネイチャー活動に関する出版物を制作する際、事前に別に定める引用申請手続きをとらなければならない。

(会員優遇措置)

第34条 この団体は、日本協会が特別に定める場合を除き、主催事業において、行事参加費割引等、日本協会会員に対する優遇措置をはからなければならない。

(報道機関への対応)

第35条 この団体は、報道機関からの取材等に対しては、シェアリングネイチャーおよびネイチャーゲームのイメージが損なわれることのないよう十分配慮し、万一、不慮の事態が生じた場合は適切な措置を講じるとともに速やかに日本協会に報告をしなければならない。

(日本協会への報告)

第36条 この団体は、事業報告等必要事項を日本協会に報告するものとする。

2 加盟団体から、名称変更や解散などの申請があった場合は、すみやかに日本協会に報告するものとする。

(日本協会正会員会費の納入)

第37条 この団体は、毎年、日本協会正会員として、会費を納入するものとする。但し、この会費は、この団体の会計より支出することができる。

## 第8章. 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第38条 この規約は、理事会及び総会の議決を経て変更することができる。

(解散)

第39条 この団体は、以下の場合に解散する。

(1) この団体の規約にもとづき、総会が解散を議決した場合

(2) 日本協会理事会により県協会としての承認が取り消された場合

2 解散後のこの団体はシェアリングネイチャー又はネイチャーゲームの名称を使用することはできない。

3 この団体の解散に伴う残余財産は、日本協会又は同等の目的を持つ団体に寄付するものとする。

4 この団体の解散に伴い、第39条記載の印鑑・書類等のすべてを日本協会に引き渡すものとする。

## 補則

(印鑑・書類等の保管)

第40条 この団体の代表者は、以下の印鑑・書類等を不正に使用されないよう十分に配慮をして保管しなければならない。

(1) 規約

(2) 理事長印

(3) 普及統一ライセンス契約書

(4) 会員名簿

(5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 理事会及び総会の議事録

(7) 日本協会及び関係機関との往復書類

(8) その他重要な書類

(細則)

第41条 この規約の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

## 附則

- 1 この規約は、この団体の設立について日本協会による許可のあった日から施行する。
- 2 第29条の規定にかかわらず、この団体設立当初の会計年度は、設立許可のあった日から平成11年3月31日までとする。
- 3 第7条の規定にかかわらず、この団体設立当初の理事及び監事は次のとおりとする。この場合の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。

理事（理事長）	高 良 俊 夫
理事	村 田 徳 子
理事	久保田 晃 生
理事	山 本 公 司
理事	中 山 俊 夫
理事	中 野 久 治
理事	沖 中 忠 義
理事	則 常 智 志
理事	市 川 熙
理事	前 上 喜代子
理事	田 中 傳
理事	溝 口 淑 子
理事	明 石 和 子
理事	金 谷 博 範
理事（事務局次長）	福 田 和 子
理事（事務局長）	松 田 義 政
監事	橋 本 勲
監事	川 上 豊

- 4 従来日本ネイチャーゲーム協会県支部に属した権利義務の一切は、この団体が継承する。
- 5 平成24年5月12日の総会にて決議した規約の変更については、(社)日本ネイチャーゲーム協会の公益社団法人移行完了と同時に施行する。
- 6 本規約は、令和5年5月27日から施行する。